

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

市は、発電所における異常事態発生時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部又は警戒本部を設置する。

また、警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合でも、事故に対する住民等の不安や動揺等の緩和を図るため、安全協定及び本計画に基づき適切に対処するものとする。

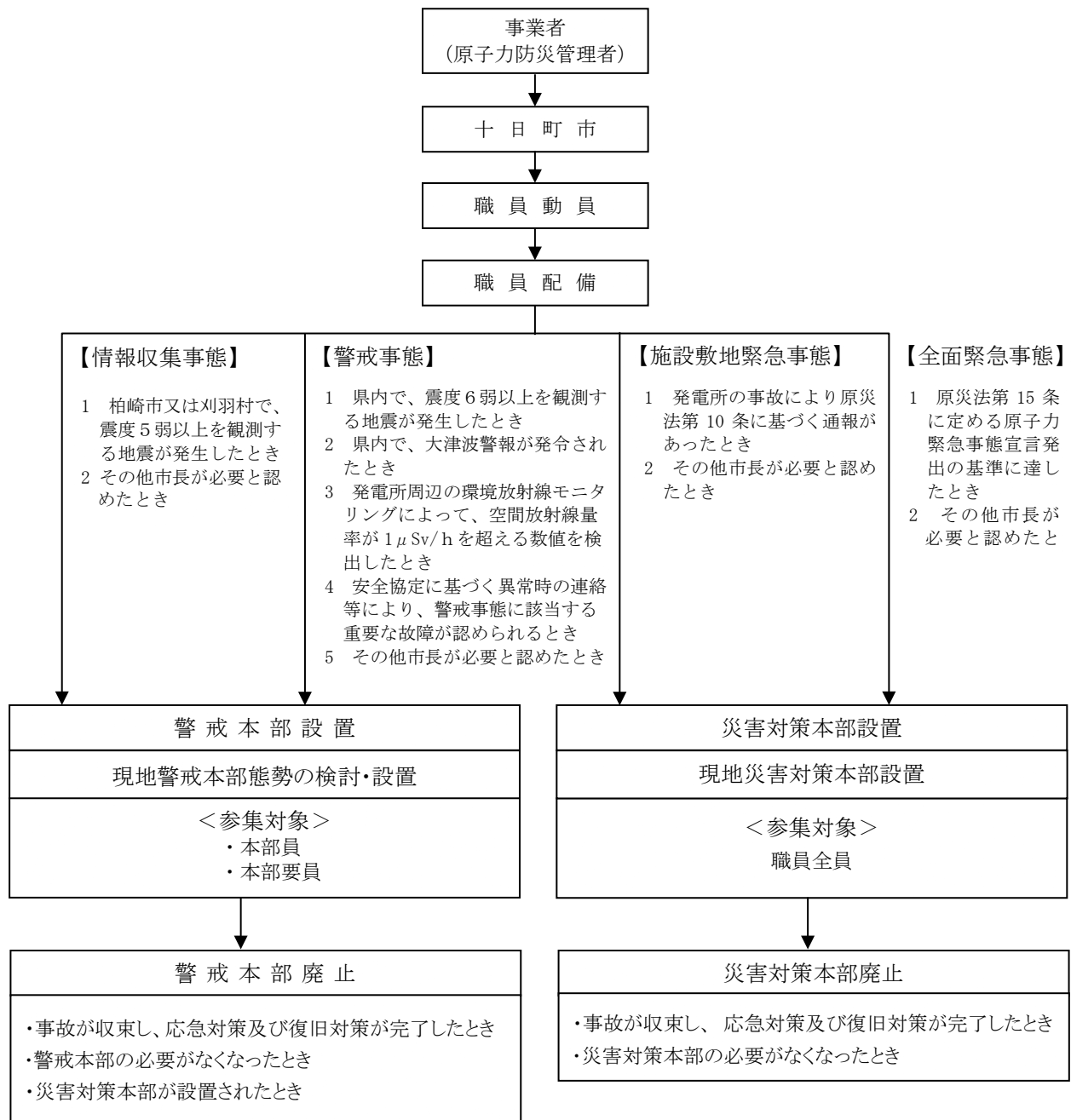
第2節 災害対策本部等の組織・運営

1 方針

市は、緊急時には、警戒本部又は災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置する。

また、警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模事故等が発生した場合でも、事故に対する住民等の不安や動揺等の緩和を図るため、安全協定に基づき、適切に対応するものとする。

【原子力災害等発生時の十日町市の防災体制】



2 災害対策本部等の設置基準

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める県原子力災害対策本部等の設置基準に準拠し、以下の設置基準を設ける。

なお、今後、原子力事業者や国により新たな基準等が設けられたときは、災害対策本部等の設置基準の見直しを行うものとする。

【本部等設置基準】

態勢	設置準備	活動体制	【緊急事態区分】 原子力防災センターの 体制
第1次配備	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき 2 その他発電所の運転に影響を及ぼす恐れがある情報が通報されたとき	警戒本部	【情報収集事態】 原子力災害警戒本部 (市は、現地警戒態勢を検討し、状況により設置する)
	1 柏崎市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 2 柏崎市又は刈羽村を含む津波予報区で、大津波警報が発令されたとき 3 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1μSv/hを超える数値を検出したとき 4 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき 5 その他市長が必要と認めたとき	警戒本部	【警戒事態】 原子力災害警戒本部 (市は、現地警戒態勢を検討し、状況により設置する)
第2次配備	1 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき	災害対策本部	【施設敷地緊急事態】 原子力災害対策本部 (市現地災害対策本部) 現地事故対策連絡会議
	1 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発出の基準に達したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部	【全面緊急事態】 原子力災害対策本部 (市現地災害対策本部) 原子力災害合同対策協議会

※「現地事故対策連絡会議」、「原子力災害合同対策協議会」との連携については、「5 現地対策本部との連携」参照。

3 警戒本部の設置

(1) 警戒本部設置基準

市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、災害対策本部の設置準備のため、警戒本部を設置する。

(2) 警戒本部（本部室）設置場所

本部は、市役所（防災庁舎）大会議室に設置する。

(3) 組織

本部は、以下の組織体制とする。

本部長：市長
副本部長：副市長、教育長、総務部長
本部員：各部長、各支所長、十日町地域広域事務組合消防長
本部要員：防災安全課長、防災安全課職員、各支所地域振興課（防災担当）職員

(4) 所管事務

警戒本部における所管事務は以下の通りである。

- ア 発電所の事故に関する情報の収集及び関係部局、防災関係機関への情報提供
- イ 応急対策の検討、調整及び実施
- ウ 関係機関との連絡調整
- エ 報道機関への情報提供
- オ 住民等への広報
- カ 原子力災害対策本部の立ち上げ準備
- キ 国等との情報の共有等
- ク その他必要な事務

(5) 本部会議

指示の徹底及び各部局の情報交換と対応の調整等のため、必要に応じて本部会議を開催する。

- ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。
- イ 本部長は、必要に応じて、防災関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼する。

(6) 警戒本部の廃止

次の場合は警戒本部を廃止する。

- ア 災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合
- イ 被害が軽微又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合。
- ウ その他必要がなくなると本部長が判断した場合。

4 災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部設置基準

市長は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

本部長（市長）は、情報の収集・連絡体制の確立のため、原災法第10条に基づく原子力事業者からの施設敷地緊急事態等の発生通報後速やかに国、県、関係市町村、原子力事業者及び防災関係機関と連絡を密にし、事故の状況の把握に努めるものとする。

さらに、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地災害対策本部等を原子力防災センターに設置するものとする。

(2) 災害対策本部（本部室）設置場所

本部は、市役所（防災庁舎）大会議室に設置する。

(3) 組織

災害対策本部の設置組織及び事務分掌は、十日町市災害対策本部規則によるほか、次のとおりとする。ただし、本部長が認めた場合は、新たな班の設置や事務分掌の追加等を行うことができる。

部	班	主な事務分掌の例示
総務部	総務班	①防護措置の指示等又は解除に関すること ②職員の被ばく管理に関すること
市民部	環境衛生班	①放射性物質による汚染状況調査等に関すること ②県の環境放射線モニタリング活動に対する協力に関すること
市民部	保健班	①安定ヨウ素剤の服用に関すること ②原子力災害医療の協力に関すること
防災部	農林班	①農林水産物の採取出荷制限に関すること

(4) 所管事務

災害対策本部における所管事務は以下の通りである。

- ア 発電所の事故に関する情報の収集及び関係部局、防災関係機関への情報提供
- イ 応急対策の検討、調整及び実施
- ウ 関係機関との連絡調整
- エ 報道機関への情報提供
- オ 住民等への広報
- カ 原子力災害対策本部の立ち上げ準備
- キ 原子力防災センターの設営準備への協力
- ク 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣
- ケ 国等との情報の共有等
- コ その他必要な事務

(5) 本部会議

指示の徹底及び各部局の情報共有と対応の調整等のため、必要に応じて本部会議を開催する。

ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。

イ 本部長は、必要に応じて、関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼する。

(6) 災害対策本部体制の廃止

災害対策本部体制の廃止は、おおむね以下の基準によるものとする。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされた場合

イ 本部長が、発電所の事故が収束し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと判断した場合

(7) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

5 現地対策本部との連携

(1) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国等との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるとともに、直ちに原子力防災センターの立ち上げ準備への協力を行うものとする。

国が現地事故対策連絡会議を原子力防災センターにて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を原子力防災センターに派遣するものとする。

なお、市は、派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

(2) 原子力災害合同対策協議会への職員の出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、原子力防災センターにおいて原子力災害合同対策協議会が設置されることとなった場合、市は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議、調整を行うものとする。

また、市は、あらかじめ定められた職員を原子力防災センターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民等避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

6 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

第3節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 方針

市、県及び防災関係機関は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行うものとする。

2 警戒事態発生時の通報・連絡及び対応

市は、原子力事業者から、安全協定に基づく通報のうち、発電所外へ継続して影響が発生する事態等が発生したという連絡があった場合には、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。また、発電所における異常事態等の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(1) 原子力事業者の通報・連絡

原子力事業者は、情報収集事態、警戒事態又は発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合は、原子力関係法令、県及び市町村との安全協定に基づき、国、県、市町村及びその他必要な機関に通報・連絡する。

(2) 県、国、防災関係機関相互の連絡

ア 原子力事業者は、最初の通報を行った後、事故の経過、対策の実施状況等について速やかに、また定期的に国、県、市町村及びその他必要な機関に連絡する。

イ 警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された場合は、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国の事故警戒本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置する。

また、原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び重点区域を含む市町村に対し情報提供を行うこととされている。

ウ 国の事故警戒本部は、重点区域を含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。さらに、即時避難区域（PAZ）を含む市町村に対して、原子力事業所の被害状況に応じて、原災指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとされている。この際併せて、気象情報を提供することとされている。

エ 県は、事故発生の通報、又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、必要に応じ、職員を発電所へ派遣する。派遣された職員は、現地状況の確認調査を行うとともに、放射性物質の放出状況又は放出予測等応急対策を講ずる上で必要な情報の収集に努め、逐次速やかに県へ状況を報告する。

オ 原子力事業者は、通報の内容について、報道機関に対し、速やかに広報するとともに、その後の事故の状況等についても定期的に広報する。

カ 市は、国、県及び防災関係機関と相互に協力し、通報の内容、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について、住民等及び報道機関に対し、速

やかに広報を行うとともに、その後も定期的に広報する。

キ 市は、国、県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

3 施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡及び対応

(1) 施設敷地緊急事態発生情報の連絡等

ア 発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県警察、市町村、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等をファクシミリで送付することとされている（原災法第10条に基づく通報）。さらに、直ちに県を含む主要な機関に対してはその着信を確認することとされている。

イ 国は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生時の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国の事故対策本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地合同対策本部（以下「国の事故現地対策本部」という。）を設置する。

ウ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について国の事故対策本部内に情報を共有する。国の事故対策本部は、県をはじめ、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）を含む市町村及び県警察に連絡することとされている。

エ 国の事故対策本部は、即時避難区域（PAZ）を含む市町村に対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の準備（避難先や輸送手段の確保等）を、避難準備区域（UPZ）を含む市町村に対しては、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請する。また、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対して、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

オ 県及び重点区域を含む市町村等が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するにあたり、次の事項について、国の事故警戒本部等において、要請内容の判断のため県及び重点区域を含む市町村等より事前の状況把握を行うとともに、要請後においても、国の事故対策本部と県及び重点区域を含む市町村等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び重点区域を含む市町村等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

カ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに国の事故対策本部へ連絡することとされている。

キ 国の事故対策本部より連絡を受けた国の事故現地対策本部は、県および重点区域を含む市町村に対して情報提供を行うとともに、今後の情報に注意するよう住民等への注意喚起を行うよう要請する。

ク 県は、原子力防災管理者、国の事故対策本部及び現地事故対策本部から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係する防災関係機関に連絡するとともに、防災無線の一斉通報FAX等により、市町村及び消防本部に通報するものとされている。

- ・即時避難区域（PAZ）を含む市村と同様の情報を、即時避難区域（PAZ）を含む市村を除く市

町村に連絡

- ・ 即時避難区域（P A Z）を含む市村を除く市町村に連絡する際には、即時避難区域（P A Z）の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を伝達
- ケ 原子力利用省庁である経済産業省は、副大臣（又は大臣政務官）及び必要な職員を県庁舎等に派遣するものとされている。
- コ 原子力事業者は、施設敷地緊急事態の発生後、速やかに原子力防災センターへの原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。
- サ 気象庁は、気象情報を原子力防災センターに連絡するものとされている。

(2) 通報がない場合の連絡

- ア 県は、発電所周辺の環境放射線モニタリングにより、原災法第10条に基づく通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、原子力事業者を確認を行う。
- イ 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県は、その結果について速やかに連絡を受ける。

4 全面緊急事態における連絡等

- (1) 原子力防災管理者は、全面緊急事態が発生した場合、県、市町村及び国に、直ちに通報する。
- (2) 上記(1)の通報を受けた場合の県の連絡については、第3節3(1)クに定めるところによる。
- (3) 国の事故対策本部は、官邸（内閣官房）に原子力緊急事態宣言案並びに知事及び関係市町村長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を知事及び関係市町村長に伝達することとされている。
- (4) 県及び重点区域を含む市町村等が全面緊急事態における防護措置を実施するにあたり、次の事項について、国の事故対策本部等において、指示内容の判断のため県及び重点区域を含む市町村等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び重点区域を含む市町村等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。
 - ・ 即時避難区域（P A Z）内の避難者の数及び避難の方針
 - ・ 避難準備区域（U P Z）内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
 - ・ 避難ルート、避難先の概要
 - ・ 移動手段の確保見込み
 - ・ その他必要な事項
- (5) 全面緊急事態を受けて設置された国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに指定行政機関、関係省庁、県及び重点区域を含む市町村に連絡を行うこととされている。

5 応急対策活動情報等の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力事業者は、県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県警察、即時避難区域（PAZ）を含む市村、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等（関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議が設置された場合においては当該会議を含む。）に対し、発電所の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況、事故対策本部設置の状況及び被害の状況等について定期的に文書により連絡する。

また、原子力事業者は、上記以外の市町村に対し、安全協定に基づき、定期的に文書により状況を連絡することとされている。

イ 市は、国（原子力防災専門官を含む。）、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び自治体とともに、現地事故対策連絡会議等を通じて、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

(2) 施設敷地緊急事態発生後の市の連絡対応

市は、原子力事業者等の通報により、施設敷地緊急事態発生を把握した場合、応急対策活動等の情報把握のため、以下に示す対応を行うものとする。

ア 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

イ 市は、原子力防災センターにおいて設置される機能班にそれぞれ職員を配置する。

ウ 市は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

エ 市は、県と連絡を密にし、市と県それぞれが行う応急対策活動の状況等について、相互に把握するものとする。

オ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(3) 原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 県は、国の現地対策本部、重点区域を含む市町村、指定公共機関、指定地方行政機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、原子力防災センターに設置される原子力災害合同対策協議会において、発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

イ 市は、原子力防災センターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

ウ 気象庁は、気象情報を原子力防災センターに連絡するものとされている。

6 通信の確保等

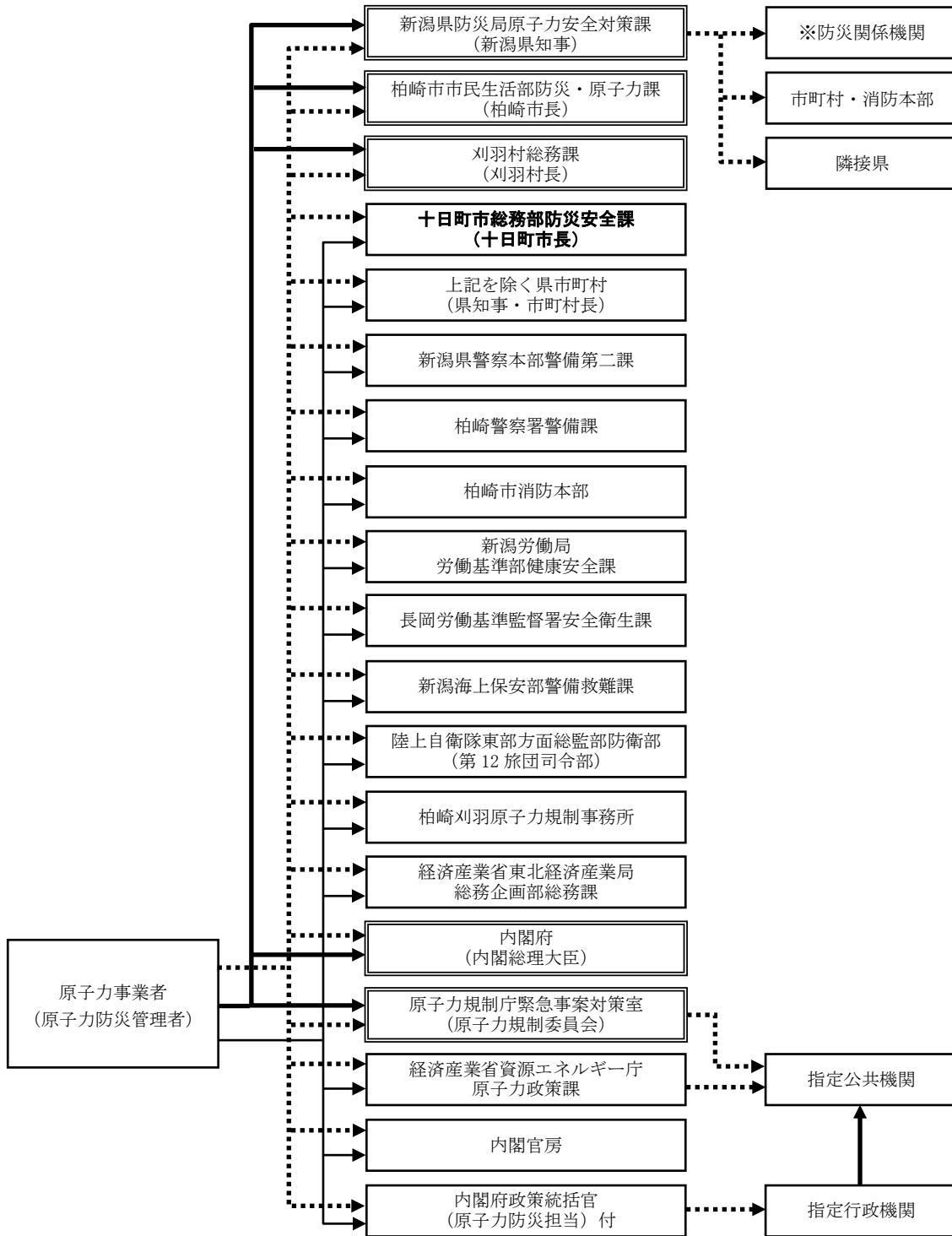
- (1) 原子力事業者から通報があったときは、市、県及び防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 県は、必要に応じ、電気通信事業者に対して県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を要請する。
また、要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うこととされている。
- (3) 国の原子力災害対策本部は、県、重点区域を含む市町村及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達することとされており、県は伝達された内容を市町村及び消防本部に連絡することとされている。

7 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

【通報連絡体系図】

※原子力災害対策特別措置法第10条第1項、安全協定に基づく通報連絡（発電所での事故発生時の通報経路）
※新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）



- : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
- : 電話によるファクシミリ着信の確認
- : ファクシミリによる送信（ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡）
- : 電話等による連絡

※防災関係機関 : 第1章第6節に掲げる表中の「指定地方行政機関」・「指定公共機関」・「指定地方公共機関」及び「自衛隊」・「その他の公共機関」

第4節 広域的応援要請

1 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、協定市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市又は消防本部は、管内の消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく応援を、協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に対し要請する。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

市は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、原子力事業者に対して説明員の派遣を要請するものとする。

2 自衛隊の派遣要請の要求等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣を要請するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

3 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民等避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする内閣府原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、初期対応段階における避難区域の住民等避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第5節 緊急時モニタリング等

1 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力するものとする。

2 緊急時モニタリングの結果の報告と公表

市及び県は、緊急時モニタリングセンターや関係機関と観測データを共有し、速やかにホームページや様々な媒体を通じて住民等に緊急時モニタリングの結果を周知する。

第6節 住民等への的確な情報伝達活動

1 方針

市は、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施するものとする。

また、市は、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備するものとする。

2 住民等への情報伝達活動

(1) 住民等に対する的確な情報提供

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感で感じることができないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつわかりやすく正確に行うものとする。

(2) 情報の一元化・広報文例の整備等

市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(3) 住民等への情報提供活動にあたっての留意事項

市は、以下の点に留意した情報提供を行うものとする。

ア 市は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況等（発電所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果等、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

イ 市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、関係周辺市町村、原子力事業者等と相互に連絡を取り合うものとする。

ウ 市は、情報伝達にあたって、同報系防災行政無線（戸別受信機を含む）、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に

活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

エ 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 体制の整備

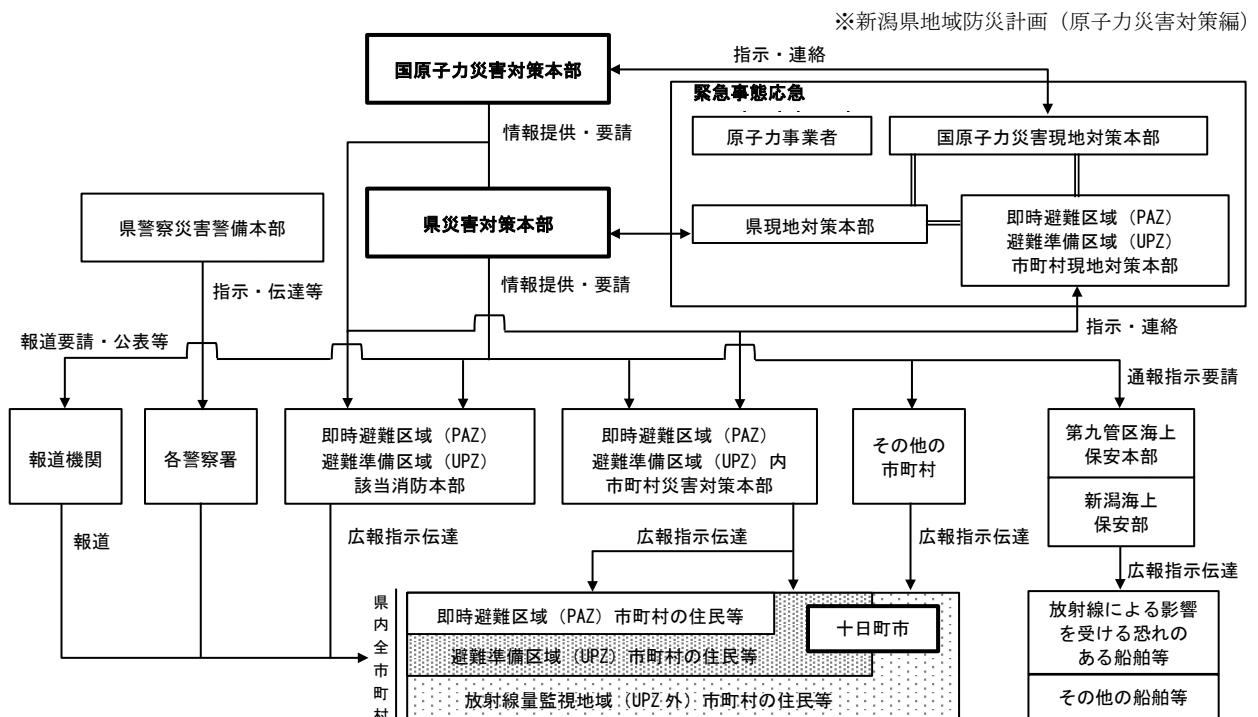
市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。

また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

(2) 個人情報の取扱について

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

【住民等に対する広報及び指示等の伝達系統図】



第7節 避難・屋内退避実施に係る防護活動

1 屋内退避、避難等の防護措置の実施

市は、原災指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難等の防護措置を実施するものとする。

2 屋内退避、避難に関する指示

(1) 施設敷地緊急事態が発生した時の措置

市は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、避難準備区域（UPZ）内における屋内退避の準備及び住民等への呼びかけを行うものとする。

(2) 全面緊急事態に至った時の指示等

市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、国若しくは県の指示・要請又は独自の判断により、避難準備区域（UPZ）内の住民等に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段の確保等）を行うよう要請する。

又、市は、事態の規模、時間的な推移により、空間放射線量率が原災指針に基づくOILの値を超え、又は超える恐れがあると認められる場合及び国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原災指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、住民等に対する避難のための立退き指示等又は屋内退避指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民等避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

ア 国の対応

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された市（町村）長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

3 避難誘導等の対応

(1) 避難に資する情報提供

ア 市は、住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果やその他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、市は、避難場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

イ 市は、道路管理者等からの通行可能な道路の状況について、住民等に速やかに情報提供する。

ウ 市は、県と協力し、避難経路所又は避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他避難に資する情報を提供する。

(2) 避難の実施における関係機関の連携

ア 市は、避難を指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう住民等に周知する。

また、自家用車両による避難の場合、要配慮者や自家用車両等の利用が困難な住民等については、市及び県が手配する公共輸送機関及び自衛隊等により輸送を行うものとする。

さらに、避難にあたっては、放射性物質の状況を考慮しながら、自衛隊の協力によって、空路輸送を行うものとする。

イ 市は、県及び県警察等の防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた行動計画に基づいて住民避難を実施するとともに、避難先への誘導を行う。

なお、放射性物質の放出後に住民避難が必要となった場合には、線量率の測定結果、気象条件等を考慮し、避難誘導を実施する。

(3) 避難状況の確認

市は、県と協力し、避難を指示した後、対象区域内に残留者がいないか、戸別訪問、避難経由所又は避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

(4) 受入先の市町村における協力の要請

ア 市の区域を越えて県内で避難を行う必要が生じた場合は、県が避難調整を行ったうえで、市に避難が必要であると判断される区域を速やかに通知し、市長を経由して受入市町村及び避難施設名を示すとともに、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難するよう指示する。この場合、県は受入先市町村に対し、避難住民等の受入を要請するものとされている。

イ 市庁舎が避難対象地域に含まれることとなった場合、受入先の市町村に対し、行政拠点の緊急的な移転場所における開設について協力を要請する。

なお、行政拠点の移転について、速やかに県、防災関係機関、避難住民等に周知する。

(5) 家庭動物との同行避難

市は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

4 避難所等

(1) 感染症流行下での防護措置

市及び県は、新型コロナウイルスを含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。

具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(2) 避難所の開設・運営等

市は、緊急時に必要に応じ避難所を開設・運営する。

ア 市は、県と連携し、避難所及びスクリーニング会場を開設し、住民等に対し所在の周知徹底を図る

ものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。

(3) 避難者の情報の早期把握

市は、県と連携し、それぞれの避難所に避難している避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。

屋内退避を指示した場合には、屋内退避所ごとに退避者の人数を始め現況を把握し、県への報告を行うものとする。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市及び県に提供するものとする。

(4) 他市からの自主避難者、一時滞在者等の受け入れ

市は、あらかじめ定められた施設において、他市からの自主避難者や一時滞在者等の受け入れに努めるものとする。

ア 避難所運営にあたっての配慮事項

(ア) 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(イ) 避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、市は、県と連携し常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

(ウ) 市は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に十分配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(エ) 市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(オ) 市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き屋等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(カ) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配

慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。
なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国、
県に資機材の調達に関して要請するものとする。

(キ) 市は、避難所において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が
連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

5 県外避難

市は、県に対し、他の都道府県の市町村への避難が必要な場合、受入先の候補となる地方公共団体及び
当該地方公共団体における被災住民等の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言
を要請するものとする。

(1) 県の対応

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとされている。

また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待ついとまがないとき
は、市の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議要請を市に代わって行うものとされている。

6 避難行動要支援者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的
に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

7 要配慮者の避難支援

(1) 方針

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所等での生活に関しては、要配慮
者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、
福祉施設職員等の応援体制の整備、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、傷病者、入院患者、高齢
者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供につ
いても十分配慮するものとする。

(2) 避難実施

市は、警戒事態が発生した場合など、必要に応じ、早期に要配慮者の避難準備に着手する。

市及び県は、全面緊急事態が発生した場合、避難車両の手配を開始する。

また、県は、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対し、要配慮者の避難準備（避難・一時移転先の
確保等）に協力するよう要請する。

市は、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生し、指示があった等の場合は、在宅の避難行動要支
援者の避難・屋内退避について、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、適切な避
難支援等を実施する。

なお、市は病院等医療機関、社会福祉施設等から避難車両の確保や避難先の福祉避難施設の調整等の
要請があれば、国、県、関係機関に避難支援を要請するものとする。

ア 病院等医療機関の対応

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退き指示等があった場合は、あらかじめ機

関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

なお、避難の実施により健康リスクが高まると判断される者については、防護対策を実施した施設を活用する等して、屋内退避の準備を行うよう連絡する。

イ 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退き指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

8 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退き指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨連絡するものとする。

9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退き指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

10 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 生活必需品等の調達・確保

市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

なお、中越大震災等の経験を踏まえ、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することに配慮し、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するものとする。

市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

(2) 県への物資支援要請

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第8節 治安の確保

1 方針

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退き指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

2 警戒区域の設定等

市は、市現地対策本部、関係機関と連携し、警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるよう、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

第9節 原子力災害医療の実施

1 方針

県は、緊急時において、住民及び発電所の職員の生命、身体を原子力災害から保護するため、必要な原子力災害医療体制を確立し、適切な原子力災害医療措置を講ずるものとする。

2 安定ヨウ素剤の服用

市は、市内の屋内退避又は避難等の対象区域の住民等に対し、原災指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、服用指示等の措置を講じるものとする。

(1) 安定ヨウ素剤の配付及び服用の指示

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配付及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。

(2) 安定ヨウ素剤の配付及び服用の判断基準

市は、県と連携し、市内の屋内退避又は避難等の対象区域の住民等に対し、原子力災害対策本部の指示に基づき、また原子力規制委員会の判断を得ることができない等の事象があるときは、原災指針を踏まえ独自の判断により、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配付するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配付・服用指示を行うものとする。

第10節 飲食物の摂取制限及び出荷制限等

1 飲食物の摂取制限及び出荷制限

国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。市は、国又は県の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。

2 飲料水及び食品の汚染状況の調査

国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画の策定・検査の実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。市は、原災指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

3 飲食物の出荷制限、摂取制限等の解除

市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等の解除を実施するものとする。

第11節 緊急輸送活動

1 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長及び県の現地対策本部長、関係市町村の現地対策本部長等
- 第2順位 避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急時応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民等の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急時応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- (1) 救助、救急、医療及び救護の活動に必要な人員及び資機材
- (2) 負傷者、避難者等
- (3) 国の現地対策本部長及び県の現地対策本部長、関係市町村の現地対策本部長等、緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- (4) 避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材
- (5) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (6) その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

市は、以下の事項に配慮した緊急輸送体制を整備するものとする。

- (1) 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- (2) 市は、人員、車両等の調達に関して、指定公共機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとする。
- (3) 市は、(2)によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

第12節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

(1) 救助・救急及び消火活動のための資機材確保

市及び消防本部は、消防計画に基づく救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 消防庁、県、原子力事業者等への要請

市及び消防本部は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 広域消防応援、緊急消防援助隊等への要請

市及び消防本部は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援及び緊急消防援助隊の出動を県に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

ア 救助・救急及び火災の状況並びに応援要請の理由及び応援の必要期間

イ 応援要請を行う小隊の種別と人員

ウ 市内への進入経路及び集結（待機）場所

2 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。

第13節 防災業務関係者の安全確保

1 方針

市及び防災関係機関は、防災業務関係者の安全を確保するため、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を適切に実施するものとする。

2 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び原子力事業者との連絡を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

ア 災害対策本部長（又は現地災害対策本部長）は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク及び線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤等の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき、以下に示す対応を行うものとする。

なお、この防災業務関係者の放射線防護に係る基準は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。

特に、女性については、胎児防護の観点から適切な配慮を行う。

ア 市は被ばく管理責任者を定め、職員の被ばく管理を行うものとする。市が独自に行うことが困難な場合、県と協力して被ばく管理を行うものとする。

(4) 安全対策

ア 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

イ 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、原子力防災センター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第14節 核燃料物質等の運搬中の事故への対応

1 方針

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）、原子力規制委員会、国土交通省、経済産業省、海上保安庁、警察及び消防機関は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器等の安全性を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るものとし、その際、原子力事業者等は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安庁に必要な運搬情報の提供等の協力を努めるものとされている。こうした運搬の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

2 市及び関係機関等の活動

市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、県、消防本部、県警察と連携して、必要に応じて事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じるものとする。

(1) 原子力事業者等の活動

原子力防災管理者は、核燃料物質の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として国、事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信する。

原子力事業者等は、原子力災害の発生の防止を図るため、直ちに、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる危険時の措置等を迅速かつ的確に実施することとされている。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行うこととされている。

ア 消火及び延焼の防止の措置

イ 立入制限区域の設定

ウ 環境放射線モニタリングの実施

エ 核燃料物質による汚染及び漏えいの拡大防止及び除去対策の実施

オ 付近にいる者の避難

カ 放射線障害を受けた者の救出及び避難等の措置

キ その他放射線障害の防止のために必要な措置等

(2) 国の活動

国は、事故の報告等を受けた場合、必要な体制を整え、情報収集、外部機関による支援を含む事故の現場での放射線モニタリングや傷病者への対処、関係機関間の連絡調整、外部への情報発信等を実施することとされている。

(3) 県及び事故発生場所を管轄する市町村の活動

市内で事故が発生した場合、市及び県は直ちに消防庁に即報するとともに事故の状況の把握に努め、国の主体的な指導のもと、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

(4) 消防機関の活動

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

(5) 県警察の活動

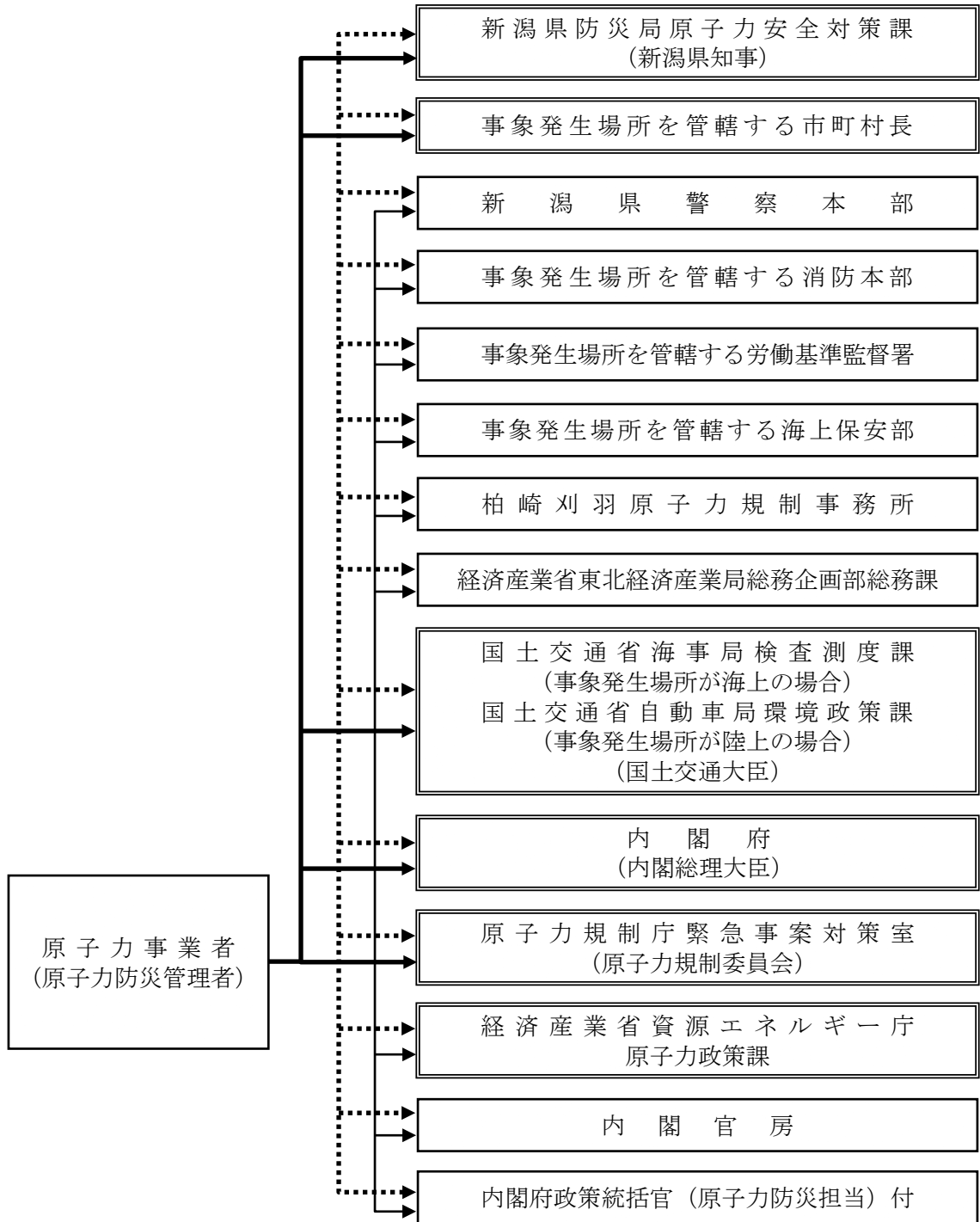
事故の通報を受けた県警察は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

(6) 海上保安部署の活動

事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。

【原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路】

(事業所外運搬での事象発生時)



□ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先

→ : 電話によるファクシミリ着信の確認

⋯→ : ファクシミリによる送信

→ : 電話等による連絡